

# 税務手続上の主な取り扱いについて

## 税・雇用保険・労災保険分野で運用開始後の事業者の対応スケジュール

平成28年												平成29年			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
マイナンバー収集・管理(一括または都度)									年末調整・源泉徴収票作成						
制度周知・職員研修等												支払調書作成		確定申告	

- マイナンバー制度の導入にともない、税務関係書類の様式等が変わります。  
書類作成の際には、国税庁や税務署等にお問い合わせください。
- 主には、支払者及び支払を受ける者のマイナンバーまたは法人番号を記載する欄が追加されます。

## マイナンバーの記載が必要になる主な手続き

### 所得税関係

書類の名称	適用開始時期	主な対象者
確定申告書	平成28年度分(原則、平成29年2月16日から3月15日までの確定申告期に提出するもの)から	個人事業主 (家族経営農家)
青色申告の承認申請書	平成28年1月1日以後に提出するものから	
青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書		
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書		

### 消費税関係

書類の名称	適用開始時期	主な対象者
確定申告書	平成28年1月以降に開始する課税期間に係る申告書から	個人事業主 (家族経営農家)
課税事業者選択(不適用)届出書	平成28年1月1日以後に提出するものから	農業法人
簡易課税制度選択(不適用)届出書		集落営農法人
事業廃止届出書		個人事業主
個人事業者の死亡届出書		

※なお、所得税関係・消費税関係の書類を提出する者が個人事業者の場合には、本人確認のため次のいずれかの書類を添付する必要があります。  
・報酬等の支払事業者(提出者)本人の個人番号カードの写し ・報酬等の支払事業者(提出者)本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

### 法人税関係

※法人にもマイナンバー対応は必要

書類の名称	適用開始時期	主な対象者
確定申告書	平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から	農業法人
法人設立届出書	平成28年1月1日以後に提出するものから	
青色申告の承認申請書		集落営農法人
普通法人又は協同組合となった旨の届出書		
異動届出書		

詳しくは、本店または最寄りの支店、各税務署等にご相談ください。